

■代替養育を必要とする子ども数の見込みの手順

- ①子どもの人口(推計・各歳ごと)の推計
- ②代替養育が必要となる子ども数の見込みの推計(潜在的需要を含む)
- ③国の要領に示された算式1及び算式2により、里親等委託が必要な子ども数を年齢区分別に算出
- ④②から③を減じて算出した数値を施設で養育が必要な子ども数の推計とする。

<国の要領に示された算式>

(算式1)

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別) × 里親等委託が必要な子どもの割合[※]
 = 里親等委託が必要な子ども数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数^{*}の割合

* 下記により算出した子ども数の合計

<乳幼児>

- ・ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

- ・ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

(算式2)

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別) × 里親等委託が必要な子どもの割合[※]
 = 里親等委託が必要な子ども数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数^{*}の割合
- d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

* 下記により算出

- ・ 現に施設入所している全ケース(又は一部)のうち、里親等委託が必要な子ども数(又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数)を算出
- ・ その際、児童福祉法第3条の2における「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すなわち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とする子どもとは、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。

(注) 里親等委託が必要な子ども数については、家庭的養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

「新しい社会的養育ビジョン」の里親等委託率の数値目標について

- 「新しい社会的養育ビジョン」において示された里親等委託率（※）の数値目標（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）は、里親等への委託となる子どもの数について、一定の仮定の下で算出されたもの。

$$\begin{array}{l} \text{※里親等} \\ \text{委託率} \end{array} = \frac{\text{里親等委託児童数（里親+ファミリーホーム）}}{\text{要保護児童数（里親等委託児童数 + 児童養護施設+乳児院入所児童数）}}$$

《乳幼児75%以上の数値目標について》

- 要保護児童数（実績）

| | |
|-----------------|--------------|
| 里親等に委託されている児童 | 1, 576人 (A) |
| 乳児院に入所している児童 | 3, 146人 |
| 児童養護施設に入所している児童 | 5, 645人 |
| 合計 | 10, 367人・・・① |

※児童数は平成25年2月現在

- 里親等委託児童の増加見込み（仮定）

※上記、乳児院・児童養護施設に入所する子どものうち、以下の子どもを里親委託すると仮定

- (1) 乳児院において6か月以上入所している子ども (2, 391人)
 - (2) 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された子ども (2, 400人)
 - (3) 児童養護施設において1年以上入所している子ども (1, 622人)
- 合計：6, 413人 (B)

- ⇒ 増加後の里親等委託児童数 (A+B) 7, 989人・・・②

$$\begin{array}{l} \text{里親等委託児童数} \\ \text{要保護児童数} \end{array} \frac{7, 489人 (7, 989人 (②) - 500人 (*))}{9, 867人 (10, 367人 (①) - 500人 (*))} = \underline{\text{約75\%}}$$

* 特別養子縁組に移行する児童の増加見込み（現状：約500件→ビジョン目標値：1, 000件）

《学童期以降50%以上の数値目標について》

- 学童期以降50%以上の数値目標については、

- ・ 被虐待等による家庭環境への拒否感など、年齢が高くなるにつれ、子ども本人の意思表示が明確になること
 - ・ 年齢が高くなるにつれ、障害が顕在化してくる等
- の理由により、乳幼児期と比較して、里親委託が困難又は適当でない子どもが増加することから、乳幼児期の数値目標より低く設定されたもの。

(算式1を参照して算出した場合)

厚生労働省の「『新しい社会的養育ビジョン』の里親委託率の数値目標について」の考え方に倣い、措置児童の家庭復帰調査の結果をもとに算出。

《乳幼児の数値目標について》

○要保護児童数（平成30年1月1日時点の実績）

里親等に委託されている乳幼児 58人 (A)
乳児院に入所している乳幼児 125人
児童養護施設に入所している乳幼児 176人 合計：359人・・・①

○里親等委託児童の増加見込み（平成30年1月1日時点の実績をもとに試算）

※上記、乳児院・児童養護施設に入所する子どものうち、以下の子どもを里親委託すると仮定

- (1) 乳児院において6か月以上入所している乳幼児（93人）
- (2) 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児（多くとも38人）
- (3) 児童養護施設に1年以上入所している子ども（99人） 合計：230人 (B)

⇒ 増加後の里親等委託児童数 (A+B) 288人・・・②

里親等委託児童数 288人

要保護児童数 359人 = 約80%

《学童期以降の数値目標について》

⇒ 上記(1)(2)(3)を「児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数」に変更して算出：約67%

(算式2を参照して算出した場合)

厚生労働省の「『新しい社会的養育ビジョン』の里親委託率の数値目標について」の里親委託率の考え方をもとに、新規措置児童ニーズ調査の結果をもとに算出

国の考え方：里親委託率 = 里親等委託児童数（里親＋ファミリーホーム）／要保護児童数（里親等委託児童数＋児童養護施設＋乳児院入所児童数）

○新規措置児童ニーズ調査において、平成29年度の一年間に法第27条第1項第3号の措置をとった全ての児童（514ケース）のうち、里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケース数（322ケース）をもとに里親委託率を算出。

※本調査の「最も望ましいと考える養育環境」の項目は、里親家庭や施設の体制が量的に十分であると仮定して回答することとしている。

| 最も望ましい措置先 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 里親等 | 102人 | 31人 | 59人 | 192人 |
| 乳児院 | 39人 | 0人 | 0人 | 39人 |
| 児童養護施設 | 0人 | 27人 | 64人 | 91人 |
| 合計 | 141人 | 58人 | 123人 | 322人 |
| 里親委託率 | 72.3% | 53.4% | 48.0% | 59.6% |

＜乳幼児の数値目標について＞

⇒ 上記結果より、（0～2歳）約72%
（3～5歳）約53%

＜学童期以降の数値目標について＞

⇒ 上記結果より、約48%

算出した里親委託率(算式2)に基づく里親等委託及び施設での養育が必要な子ども数の見込み(作業③・作業④)

- 国の要領に示された算式1及び算式2を参照した算出結果を比較すると、算式2の結果が大阪府における個々のケースの実態をもとに算出された数値であり、かつ、国の目指す目標数値に近い値(0-2歳:72.3%、3-5歳:53.4%、6-17歳:48.0%)となる。
- 大阪府の代替養育を必要とする子ども数の見込みから、「里親等委託が必要な子ども数」と「施設で養育が必要な子ども数」を算出するため、まず「措置児童の家庭復帰調査」における平成30年1月1日時点の入所割合をもとに、代替養育を必要とする子ども数の見込みから児童自立支援施設と児童心理治療施設への措置分を除いた。
- そのうえで、各年齢区分別に算式2の結果をあてはめ、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設の見込数とした。

<大阪府の代替養育を必要とする子ども数の見込み数に算出した里親委託率をあてはめた場合の見込数>

| | 大阪府の代替養育を必要とする子ども数 | | | | 大阪府の代替養育を必要とする子ども数(児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く) | | | |
|-----|--------------------|------|--------|-------|------------------------------------------|------|--------|-------|
| | 0~2歳 | 3~5歳 | 6歳~17歳 | 合計 | 0~2歳 | 3~5歳 | 6歳~17歳 | 合計 |
| H30 | 167 | 200 | 1,303 | 1,670 | 167 | 200 | 1,081 | 1,449 |
| H31 | 166 | 200 | 1,298 | 1,664 | 166 | 200 | 1,077 | 1,444 |
| H32 | 166 | 199 | 1,294 | 1,659 | 166 | 199 | 1,074 | 1,439 |
| H33 | 166 | 199 | 1,291 | 1,655 | 166 | 199 | 1,072 | 1,436 |
| H34 | 165 | 198 | 1,288 | 1,652 | 165 | 198 | 1,069 | 1,433 |
| H35 | 165 | 198 | 1,287 | 1,650 | 165 | 198 | 1,068 | 1,431 |
| H36 | 165 | 198 | 1,285 | 1,647 | 165 | 198 | 1,066 | 1,429 |
| H37 | 164 | 197 | 1,283 | 1,644 | 164 | 197 | 1,065 | 1,426 |
| H38 | 164 | 197 | 1,280 | 1,641 | 164 | 197 | 1,062 | 1,423 |
| H39 | 164 | 197 | 1,277 | 1,638 | 164 | 197 | 1,060 | 1,420 |
| H40 | 163 | 196 | 1,275 | 1,634 | 163 | 196 | 1,058 | 1,418 |
| H41 | 163 | 196 | 1,272 | 1,631 | 163 | 196 | 1,056 | 1,415 |



| | 児童自立支援施設・児童心理治療施設 |
|-----|-------------------|
| | 6歳~17歳 |
| H30 | 221 |
| H31 | 221 |
| H32 | 220 |
| H33 | 219 |
| H34 | 219 |
| H35 | 219 |
| H36 | 218 |
| H37 | 218 |
| H38 | 218 |
| H39 | 217 |
| H40 | 217 |
| H41 | 216 |

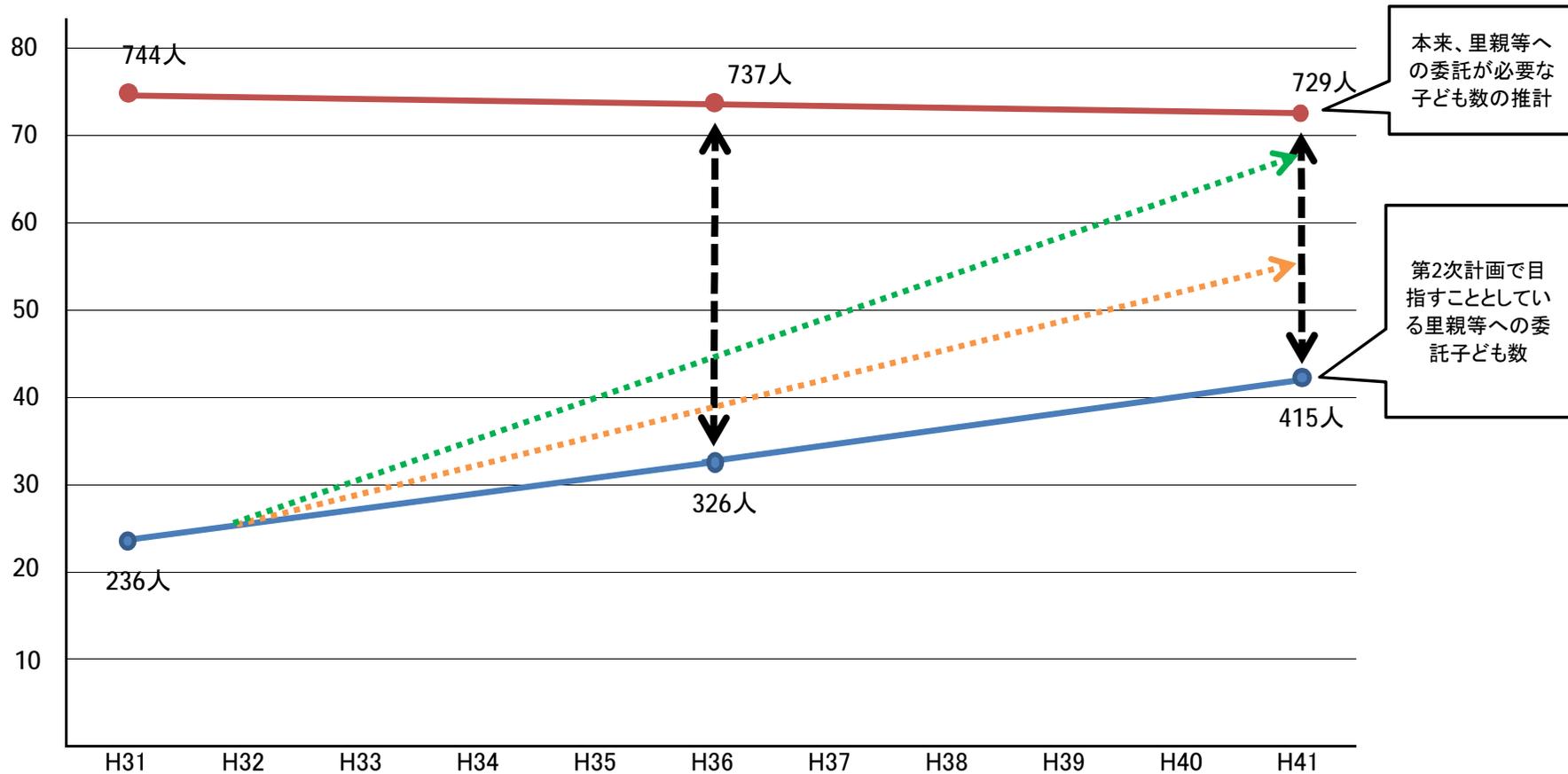
| | 里親等委託が必要な子ども数 | | | | 施設で養育が必要な子ども数 | | | |
|-----|---------------|------|--------|-----|---------------|------|--------|-----|
| | 0~2歳 | 3~5歳 | 6歳~17歳 | 合計 | 0~2歳 | 3~5歳 | 6歳~17歳 | 合計 |
| H30 | 121 | 107 | 519 | 747 | 46 | 93 | 562 | 702 |
| H31 | 120 | 107 | 517 | 744 | 46 | 93 | 560 | 699 |
| H32 | 120 | 106 | 516 | 742 | 46 | 93 | 559 | 697 |
| H33 | 120 | 106 | 514 | 740 | 46 | 93 | 557 | 696 |
| H34 | 119 | 106 | 513 | 739 | 46 | 92 | 556 | 694 |
| H35 | 119 | 106 | 513 | 738 | 46 | 92 | 555 | 693 |
| H36 | 119 | 106 | 512 | 737 | 46 | 92 | 555 | 692 |
| H37 | 119 | 105 | 511 | 735 | 46 | 92 | 554 | 691 |
| H38 | 119 | 105 | 510 | 734 | 45 | 92 | 552 | 690 |
| H39 | 118 | 105 | 509 | 732 | 45 | 92 | 551 | 688 |
| H40 | 118 | 105 | 508 | 731 | 45 | 91 | 550 | 687 |
| H41 | 118 | 105 | 507 | 729 | 45 | 91 | 549 | 685 |

「里親等委託が必要な子ども数」については、国の要領に示された算式2の結果(別紙)をもとに、年齢区分別に必要数を算出。

〔 <達成すべき里親委託率> 〕
 0-2歳:72%
 3-5歳:53%
 6-17歳:48%

「施設で養育が必要な子ども数」については国の要領に従い、代替養育を必要とする子ども数の見込みから、里親等委託が必要な子ども数を減じて算出。

第3次大阪府社会的養育体制整備計画期間中に目指す里親やファミリーホームへの委託子ども数の範囲



- 国の要領により算出された「里親等委託が必要な子ども数」は、実際のケースから大阪府全体の需要(＝里親等委託に対するニーズ)を割り出した値であり、将来的に大阪府が実現をめざすべき数値である。
- 一方、第3次大阪府社会的養育体制整備計画の10年間で達成を目指す数値は、このような将来的な数値を見据えつつ、供給(＝確保可能な里親等の数)についても考慮したうえで、大阪府をはじめとする関係機関の不断の努力と取組みの先に達成される得るものでなければならない。
- これまで大阪府が進めてきた里親等への委託の推進に向けた取組みと、フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築等により、第2次計画で目指すこととしていた里親等への委託子ども数を、どこまで上方修正して第3次計画の目標とするかについて、引き続き慎重な検討が必要。